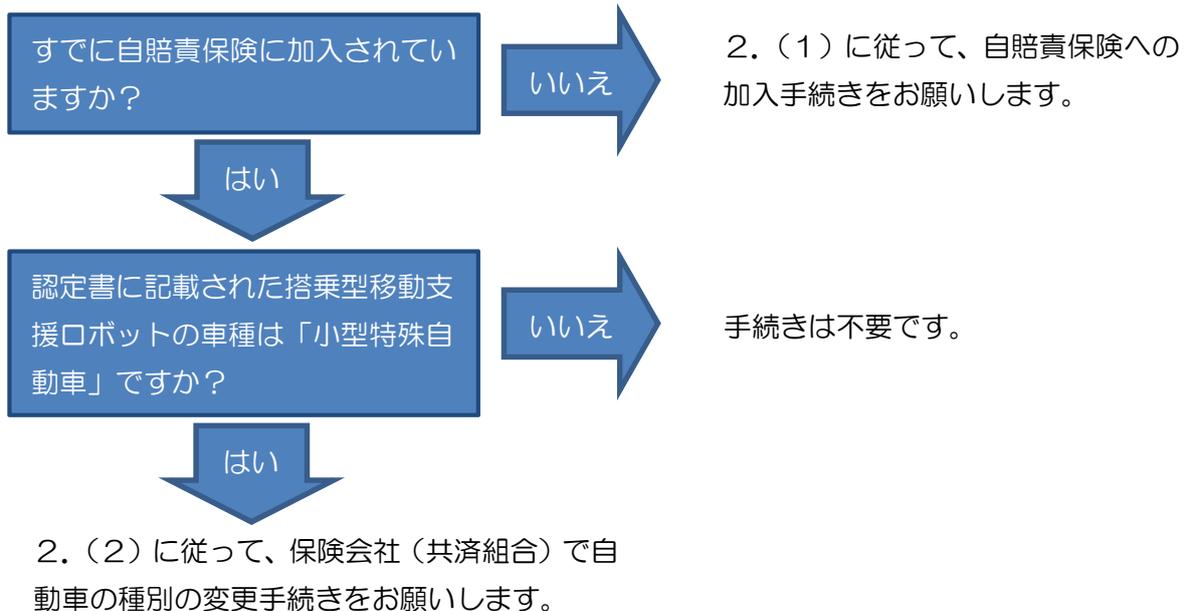


## 搭乗型移動支援ロボットを公道実証実験に用いられる方へ

# 自賠責保険の手続きについて

搭乗型移動支援ロボットを公道実証実験に用いる場合は、自賠責保険への加入等の手続きが必要です。以下をご確認のうえ、必要な手続きをお願いいたします。

## 1. ご確認の手順



## 2. 手続きの内容

### (1) 自賠責保険への加入手続き

「搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書」をご用意のうえ、自賠責保険の取扱いを行っている各保険会社（共済組合）の代理店で加入手続きをしてください。

### (2) 自動車の種別の変更手続き

「搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書」をご用意のうえ、現在ご加入の保険会社（共済組合）へご連絡いただき、自動車の種別の変更手続きを行ってください（自動車保険にもご加入の場合は、別途自動車保険の契約内容変更手続きも必要です。）。

ご不明な点は保険会社（共済組合）または代理店へご連絡ください。また、保険会社の連絡先につきましては、一般社団法人日本損害保険協会 (<http://www.sonpo.or.jp/>) または一般社団法人外国損害保険協会 (<http://www.fnlia.gr.jp/>) のホームページをご覧ください。

一般社団法人 日本損害保険協会

一般社団法人 外国損害保険協会

## 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）（抄）

（基準の緩和）

**第五十五条** 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であつて当該自動車について適用しなくても保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

- 2 前項の認定は、条件若しくは期限又は認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。
- 3 第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所
  - 二 車名及び型式
  - 三 種別及び用途
  - 四 車体の形状
  - 五 車台番号
  - 六 使用の本拠の位置
  - 七 構造又は使用の態様の特殊性
  - 八 認定により適用を除外する規定
  - 九 認定を必要とする理由
- 4 前項の申請書には、同項第八号に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。
- 5 地方運輸局長は、第三項の申請者に対し、前二項に規定するもののほか、第三項第九号の事項として同項の申請書に記載した輸送の必要性を示す書面その他必要な書面の提出を求めることができる。
- 6 地方運輸局長は、次の各号の一に該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。
  - 一 認定の取消しを求める申請があつたとき。
  - 二 第一項の規定により地方運輸局長が適用を除外する規定として指定した規定を適用しないことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。
  - 三 第二項の規定による条件又は制限に違反したとき。
- 7 地方運輸局長は、第一項の認定の申請に係る自動車が第三項の申請書に記載された同項第七号の使用の態様以外の態様により使用されるおそれ又は第二項の規定により付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足る相当な理由があ

るときは、第一項の認定をしないものとする。

**第六十七条** 第五十五条の規定は、原動機付自転車（専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。）について準用する。

道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

- (一) 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条第二項、第八条第三項及び第四項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項、第三項及び第四項、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十一項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定
- (二) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）第十一条第三項第一号、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号並びに第七項、第十六条第二項第一号、第二十二條第二項第一号（別添二十「外装の技術基準」に係る部分に限る。）、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第六十八条第一項第三号、第七十七条第一項各号列記以外の部分及び第二項第二号、第八十一条第一項第五号、第八十六条第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七条（第一号を除く。）、第八十九条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十三条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項並びに第八項、第九十四条第二項第一号及び第四項、第百条第四項第二号、第百十七条第一項、第百十九条第六項第三号、第百二十一条第三項第五号、第百二十三条第一項第三号、第百二十四条第一項第三号、第百二十五条第三項第一号及び第三号、第百二十六条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第百二十九条第三項第七号、第百三十一条第一項第三号、第百三十二条第三項第三号から第五号まで、第百三十四条第一項第四号、第百三十五条第一項第二号、第百三十六条第三項第五号、第百三十七条第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第百三十九条第一項及び第三項第一号、第百四十条第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第百四十六条第一項第三号、第百五十五条第一項各号列記以外の部分、

第二項第二号及び第四項第一号、第百五十九条第一項第五号、第百六十四条第一号、第二号、第四号及び第五号、第百六十五条（第一号を除く。）、第百六十七条第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第百七十一条第二項第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項並びに第八項、第百七十二條第四項、第五項及び第七項、第百七十八條第四項第二号、第百九十五條第三項第二号、第百九十七條第六項第三号、第百九十九條第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二條第一項第三号、第二百三條第三項第一号及び第三号、第二百四條第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六條第一項第三号及び第三項第四号、第二百七條第三項第七号、第二百九條第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二條第一項第四号、第二百十三條第一項第二号、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七條第一項及び第三項第一号、第二百十八條第二項、第三項、第五項から第七項まで及び第十項、第二百二十四條第一項第三号、第二百三十三條第一項各号列記以外の部分及び第二項第二号並びに第二百三十七條第一項第五号の規定

(三) (略)

(四) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第六条第一項、第十八條第一項第三号、第三十條、第三十四條から第三十五條の二まで及び第四十四條第一項の規定並びに細目告示第十二條第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第十五條第六項、第十六條第二項から第四項まで、第二十條第一項第二号、第四十一條第六項第一号、第五十六條第二項、第九十條第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第九十三條第六項、第九十四條第二項から第四項まで、第九十八條第一項第二号、第百九十九條第六項第一号、第百三十四條第三項第四号（第百二十八條第三項第四号の基準に係る部分に限る。）、第百六十八條第一号（配置寸法に関する部分に限る。）、第百七十二條第六項第二号（同条第二項第二号、第四号及び第五号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第百七十二條第二項から第四項まで及び第六項、第百七十六條第一項第二号、第百九十七條第六項第一号並びに第二百十二條第三項第四号（第二百六條第三項第四号の基準に係る部分に限る。）の規定

(五) (略)

(六) (略)

(七) 専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を（新設）移動させることを目的として製作した小型特殊自動車であつて、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次に掲げる要件に該当するものにあつては、第四号に掲げる規定のほか、保安基準第十一條の二第二項並びに細目告示第九十一條第三項第一号ル、

第百三十二条第一項第三号、第百四十一条第二項第一号、第百四十六条第一項第四号、第百六十九条第一項第一号ル、第二百十条第一項第三号、第二百十九条第二項第一号及び第二百二十四条第一項第四号の規定

イ 長さが一・五〇メートル以下のものであり、かつ、幅が〇・七〇メートル以下のものであること。

ロ 最高速度が十キロメートル毎時以下のものであること。

ハ 乗車定員が一人のものであること。

(八) 前号の自動車であって昼間のみ運行するものにあつては、前号に掲げる規定のほか、保安基準第三十二条第一項及び第四項並びに第三十八条第一項の規定

(九) 第七号の自動車であって二輪を有するものにあつては、第七号に掲げる規定のほか、細目告示第九十三条第五項第六号並びに第一百七十一条第五項第五号の規定

(十) (略)

第二条・第三条 (略)

道路運送車両の保安基準第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第六十七条第一項の規定により準用する同令第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第六十一条第一項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第六十二条の二及び第六十四条の二第一項の規定

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第二百五十七条第一項第三号及び第五号、第二百五十八条第二項（協定規則第七十八号の技術的な要件及び別添九十八に定める基準並びに制動装置の系統の数に関する部分に限る。）及び第三項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第二百六十条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号、第二百六十四条第一項第三号、第二百六十六条第二項第一号、第二百六十七条第一項第四号、第二百七十三条第一項第三号及び第五号、第二百七十四条第二項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）及び第三項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第二百七十六条第一項第一号並びに第二項第二号及び第三号、第二百八十条第一項第三号、第二百八十二条第二項第一号並びに第二百八十三条第一項第四号の規定

三 昼間のみ運行するものにあつては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定

## ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン

ハイブリッド車や電気自動車等は、低炭素化社会を進める上で普及促進を図ることとされており、近年急増傾向にあり、今後さらなる増加が見込まれている。

一方、これらの自動車は構造的に音がしなくて危険と感じるとの意見が、ユーザーや視覚障害者団体から寄せられたり、一部の専門家からも指摘されている。

このため、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策検討委員会」から報告された静音性に関する有効な対策の普及を図るため、内燃機関が停止状態、かつ、電動機のみによる走行が可能な電気式ハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車に備えるべき「車両接近通報装置」の要件を下記Ⅰ.のとおり示す。

### 記

#### Ⅰ. 車両接近通報装置の要件

##### 1. 定義

「車両接近通報装置」とは、歩行者等に車両の接近等を知らせるため、次の2.及び3.に示す一定の要件を満たす車両に備えるための発音装置をいう。

##### 2. 作動条件

###### (1) 発音の方法

車両接近通報装置は、少なくとも車両の発進から車速が20km/hに至るまでの速度域及び後退時において、自動で発音するものとする。ただし、内燃機関を有する車両にあっては内燃機関が作動しているときには発音を要しない。

なお、後退時に警報を発する装置を備えている車両にあっては、後退時に車両接近通報装置による発音を要しない。

###### (2) 一時停止スイッチ

車両接近通報装置には、当該装置を一時的に停止させる操作装置（以下「一時停止スイッチ」という。）を設けることができる。

ただし、一時停止スイッチを設けた場合には、車両接近通報装置が停止していることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

また、一時停止スイッチにより、車両接近通報装置が停止された場合でも、停止された状態のままにならないような設定とすること。

なお、一時停止スイッチは、運転者が定位置において容易に識別及び操作ができるようにするものとする。

### 3. 発音の種類及び音量

(1) 発音される音は、車両の走行状態を想起させる連続音であるものとする。この場合において、以下の音又はこれに類似した音は不適當なものとする。

- ① サイレン、チャイム、ベル及びメロディ音
- ② 警音器の音
- ③ 鳴き声等動物や昆虫が発する音
- ④ 波、風及び川の流れ等の自然現象の音
- ⑤ その他常識的に車両から発せられることが想定できない音

(2) 発音される音は、車両の速度に応じて、音量又は音程が自動的に変化するなど、車両の動作を認知しやすいようにするものとする。

(3) 音量は、乗用自動車、貨物自動車等それぞれの用途において内燃機関のみを原動機とする車両が時速20kmで走行する際に発する走行音の大きさを超えない程度のものであるものとする。

## II. 使用過程車等への普及方策

使用過程車への対策の早期普及の観点から、車両接近通報装置としての要件全ては満たさないが、少なくとも I. 3. (1) 及び (3) の要件を満たす発音装置（操作装置により発音するものにあつては、1回の操作により I. 3. (1) の音が5秒以上継続して発音するものであり、かつ、その操作装置は運転者が定位置において容易に識別及び操作ができるようにするものに限る。）であれば、車両の接近を知らせる簡易的な装置として備えることができるものとし、具体的な音量等については、より詳細な検討を行った後に別途示すものとする。

## III. ガイドラインの取り扱い

このガイドラインについては、技術開発の状況等を踏まえ適宜見直すものとする。

車両諸元概要表（原動機付自転車・小型特殊）

特殊用途の目的		
輪距 cm	前輪	cm
	後輪	cm
室内又は荷台 の内側の寸法 cm	長さ	cm
	幅	cm
	高さ	cm
車両重量 kg	前軸重	kg
	後軸重	kg
	計	kg
車両総重量 kg	前軸重	kg
	後軸重	kg
	計	kg
最大安定傾斜角度	左	度
	右	度
最高速度 km/h		km/h
車輪配列		
タイヤ限度 kg	前前軸重	kg
	後後軸重	kg
フレーム限度 kg	前前軸重	kg
	後後軸重	kg
	計	kg

原動機

気筒配列及び気筒数	直列	V	水平対向	気筒
内径×行程 mm×mm	mm ×			mm
無負荷回転速度 min <sup>-1</sup> (rpm)	min <sup>-1</sup> (rpm)			

騒音防止装置

消音器：個数	主	個	副	個
--------	---	---	---	---

排出ガス発散防止装置

ブローバイ・ガス還元装置形式	クローズド式	シールド式	その他（ ）
----------------	--------	-------	--------

燃料装置

燃料タンク：容量 リットル	リットル
---------------	------

電動機

電動機	定格出力、取付位置及び個数	k W	個
	バッテリー取付位置		

動力伝達装置

駆動方式	チェーン式	ベルト式	シャフト式	その他（ ）
変速機：操作方式	足動式 フロアシフト その他（ ）			

走行装置

タイヤのリム 材質及び呼び	前輪	鋼	アルミ	その他（ ）	JJ
	後輪	鋼	アルミ	その他（ ）	JJ

かじ取装置

ハンドル：位置	右側	左側	中央
---------	----	----	----

施錠装置

型式	ハンドルロック	その他 ( )
----	---------	---------

制動装置：主ブレーキ

形式	前 ディスク	ドラム	後 ディスク	ドラム
作動系統及び制動車輪	系統	全制動	前制動・後制動	クロス制動
マスタシリンダ：形式	シングル	タンデム	デュアル	
制動倍力装置：形式	真空式	液圧式	空気式	
制動力制御装置：形式	ABS	プロポーションング	その他 ( )	
制動停止距離 m (初速 km/h)				m (初速 km/h)

制動装置：駐車ブレーキ

形式	ディスク	ドラム
制動車輪	前輪	後輪

乗車装置

座席：形式	またがり式	セパレート	ベンチ	その他 ( )
-------	-------	-------	-----	---------

ガラス

前面ガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他 ( )
前面ガラス以外のガラスの種類	合わせガラス	強化ガラス	その他 ( )

後写鏡

鏡面形状、取付位置及び個数	
---------------	--

警音器

取付位置、前方7mの位置での音量 (dB)	dB
-----------------------	----

灯火装置等

前照灯：個数及び性能	個	色	W	
番号灯：個数及び性能	個	色	W	
尾灯：個数及び性能	個	色	cm <sup>2</sup> W	
制動灯：個数及び性能	個	色	cm <sup>2</sup> W	
方向指示器 ：個数及び性能	前面	個	色	cm <sup>2</sup> W
	後面	個	色	cm <sup>2</sup> W
後部反射器：個数及び性能	個	色	cm <sup>2</sup>	

その他


## 全国の運輸支局・自動車検査登録事務所一覧

※車両の保安基準適合性等に関するご相談

運輸支局及び 自動車検査登録事務所名	住所及び連絡先	管轄区域
<b>北海道運輸局</b>		
<b>札幌運輸支局</b>	〒065-0028 北海道札幌市東区北28 条東 1 丁目 050-5540-2001 ヘルプデスク	札幌市、恵庭市、江別市、北広島市、千歳市、石狩市、小樽市、夕張市、三笠市、岩見沢市、滝川市、美唄市、砂川市、芦別市、歌志内市、赤平市、石狩郡、島牧郡、寿都郡、磯谷郡、虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極 町、倶知安町）、岩内郡、古宇郡、積丹郡、古平郡、余市郡、空知郡（南幌町、奈井江町、上砂川町）、空知郡（北村、栗沢町、南幌町、奈井江町、上砂川町）、夕張郡、樺戸郡
<b>函館運輸支局</b>	〒041-0824 北海道函館市西桔梗町555-24 050-5540-2002 ヘルプデスク	函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、亀田郡、茅部郡、二世郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡
<b>室蘭運輸支局</b>	〒050-0081 北海道室蘭市日の出町3-4-9 050-5540-2004 ヘルプデスク	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）、有珠郡、白老郡、勇払郡（安平町、厚真町、むかわ町）、沙流郡、新冠郡、日高郡、浦河郡、様似 郡、
<b>帯広運輸支局</b>	〒080-2459 北海道帯広市西19 条北1-8-4 050-5540-2006 ヘルプデスク	帯広市、河東郡、上川郡（新得町、清水町）、河西郡、広尾郡、中川郡（幕別町、池田町、豊頃町、本別町）、足寄郡、十勝郡
<b>釧路運輸支局</b>	〒084-0906 北海道釧路市鳥取大通6-2-13	釧路市、根室市、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、

	050-5540-2005 ヘルプデスク	野付郡、標津郡、目梨郡
北見運輸支局	〒090-0836 北海道北見市三輪23-2 050-5540-2007 ヘルプデスク	北見市、網走市、紋別市、網走郡、斜里郡、常呂郡、紋別郡
旭川運輸支局	〒070-0902 北海道旭川市春光10 050-5540-2003 ヘルプデスク	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、稚内市、深川市、上川郡（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町）、勇払郡（占冠村）、空知郡（上富良野町、中富良野町、南富良野町）、中川郡（美深町、音威子 府村、中川町）、増毛郡、留萌郡、苫前郡、天塩郡、宗谷郡、枝幸郡、礼文郡、利尻郡、雨竜郡
<b>東北運輸局</b>		
宮城運輸支局	〒983-8540 宮城県仙台市宮城野区扇町3-3-15 050-5540-2011 ヘルプデスク	宮城県全域
福島運輸支局	〒960-8165 福島県福島市吉倉字吉田54 050-5540-2015 ヘルプデスク	福島市、会津若松市、郡山市、白河市、南相馬市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、伊達市、伊達郡、安達郡、岩瀬郡、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、西白河郡、相馬郡、田村郡（三春町）
いわき自動車検査登録事務所	〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町舟湯1-135 050-5540-2016 ヘルプデスク	いわき市、東白川郡、石川郡、双葉郡、田村郡（小野町）
岩手運輸支局	〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5 050-5540-2010 ヘルプデスク（登録）	岩手県全域
青森運輸支局	〒030-0843	青森市、弘前市、黒石市、五所

	青森県青森市大字浜田字豊田139-13 050-5540-2008 ヘルプデスク	川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、下北郡、上北郡（横浜町、野辺地町）
八戸自動車検査登録事務所	〒039-2246 青森県八戸市桔梗野工業団地2-12-12 050-5540-2009 ヘルプデスク	八戸市、十和田市、三沢市、三戸郡、上北郡（七戸町、下田町、東北町、百石町、六戸町、六ヶ所村）
山形運輸支局	〒990-2161 山形県山形市大字漆山字行段1422-1 050-5540-2013 ヘルプデスク	山形市、米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡
庄内自動車検査登録事務所	〒997-1321 山形県東田川郡三川町大字押切新田3 050-5540-2014 ヘルプデスク	鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡
秋田運輸支局	〒010-0816 秋田県秋田市泉字登木74-3 050-5540-2012 ヘルプデスク	秋田県全域
<b>関東運輸局</b>		
東京運輸支局本庁舎	〒140-0011 東京都品川区東大井1-12-17 050-5540-2030 ヘルプデスク	中央区、千代田区、港区、品川区、大田区、渋谷区、目黒区、世田谷区、八丈島、大島、三宅島、新島、式根島、神津島、利島、青ヶ島、御蔵島、小笠原
足立自動車検査登録事務所	〒121-0062 東京都足立区南花畑5-12-1 050-5540-2031 ヘルプデスク	足立区、葛飾区、荒川区、台東区、墨田区、江東区、江戸川区
練馬自動車検査登録事務所	〒179-0081 東京都練馬区北町2-8-6 050-5540-2032 ヘルプデスク	練馬区、豊島区、北区、文京区、新宿区、中野区、杉並区、板橋区
多摩自動車検査登録事務所	〒186-0001 東京都国立市北3-30-3	三鷹市、調布市、府中市、小金井市、立川市、昭島市、町田市、

	050-5540-2033 ヘルプデスク	武蔵野市、東村山市、国分寺市、小平市、国立市、西東京市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市
八王子自動車検査登録事務所	〒192-0011 東京都八王子市滝山町1-270-2 050-5540-2034 ヘルプデスク（登録）	八王子市、青梅市、日野市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡
神奈川運輸支局	〒224-0053 神奈川県横浜市都筑区池辺町3540 050-5540-2035 ヘルプデスク	横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡（葉山町）
川崎自動車検査登録事務所	〒210-0826 神奈川県川崎市川崎区塩浜3-24-1 050-5540-2036 ヘルプデスク	川崎市
相模自動車検査登録事務所	〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181 050-5540-2037 ヘルプデスク	大和市、相模原市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡（愛川町、清川村）
湘南自動車検査登録事務所	〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田字道下369-10 050-5540-2038 ヘルプデスク	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町
埼玉運輸支局	〒331-0077 埼玉県さいたま市西区大字中釘2154-2 050-5540-2026 ヘルプデスク	川口市、さいたま市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、蓮田市、南埼玉郡（白岡町）、北足立郡
熊谷自動車検査登録事務所	〒360-0844 埼玉県熊谷市御稜威ヶ原字下林701-4 050-5540-2027 ヘルプデスク	熊谷市、行田市、秩父市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、比企郡、秩父郡、児玉郡、大里郡
所沢自動車検査登録事務所	〒359-0026 埼玉県所沢市大字牛沼字下原兀688	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、

	-1 050-5540-2029 ヘルプデスク	新座市、富士見市、ふじみ野市、日高市、入間郡（三芳町）川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡（越生町・毛呂山町）
春日部自動車検査登録事務所	〒344-0042 埼玉県春日部市大字増戸723-1 050-5540-2028 ヘルプデスク	春日部市、越谷市、草加市、八潮市、三郷市、久喜市、幸手市、吉川市、北葛飾郡、南埼玉郡（宮代町）
群馬運輸支局	〒371-0007 群馬県前橋市上泉町399-1 050-5540-2021 ヘルプデスク	群馬県全域
千葉運輸支局本庁舎	〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港198 050-540-022 ヘルプデスク	千葉市、銚子市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、香取市、匝瑳市、山武郡（九十九里町・大網白里町）、香取郡（東庄町）、印旛郡（酒々井町）、成田市、富里市、山武市、香取郡（神崎町・多古町）、山武郡（芝山町・横芝光町）
野田自動車検査登録事務所	〒278-013 千葉県野田市上三ヶ尾207-22 050-540-023 ヘルプデスク	松戸市、流山市、野田市、柏市、我孫子市
習志野自動車検査登録事務所	〒274-063 千葉県船橋市習志野台8-57-1 050-540-024 ヘルプデスク	習志野市、八千代市、船橋市、市川市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市、印旛郡（栄町）
袖ヶ浦自動車検査登録事務所	〒299-265 千葉県袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77 050-540-025 ヘルプデスク	館山市、木更津市、茂原市、勝浦市、鴨川市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、いすみ市、南房総市、長生郡、夷隅郡、安房郡
茨城運輸支局	〒310-0844 茨城県水戸市住吉町353 050-5540-2017 ヘルプデスク	水戸市、北茨城市、高萩市、日立市、常陸太田市、笠間市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡（茨城町・大洗町・城里

		町)、那珂郡(東海村)、久慈郡(大子町)
土浦自動車検査登録事務所	〒300-0847 茨城県土浦市卸町2-1 050-540-018 ヘルプデスク	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、かすみがうら市、稲敷市、北相馬郡(利根町)、稲敷郡(美浦村・阿見町・河内町)つくば古河市、結城市、下妻市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、猿島郡(五霞町・境町)、結城郡(八千代町)
栃木運輸支局	〒321-0169 栃木県宇都宮市八千代1-14-8 050-5540-2019 ヘルプデスク	宇都宮市、日光市、矢板市、塩谷町、那珂川町、さくら市、鹿沼市、那須烏山市、高根沢町、茂木町、市貝町、芳賀町、益子町、真岡市、上三川町、下野市、壬生町大田原市、那須塩原市、那須町
佐野自動車検査登録事務所	〒327-0044 栃木県佐野市下羽田町2001-7 050-5540-2020 ヘルプデスク	足利市、栃木市、佐野市、小山市、野木町、岩舟町
山梨運輸支局	〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9 050-5540-2039 ヘルプデスク	甲府市、山梨市、甲州市、笛吹市、大月市、上野原市、都留市、甲斐市、中央市、北杜市、韮崎市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町、富士川町、身延町、早川町、南部町、丹波山村、小菅村富士山富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、鳴沢村、忍野村、山中湖村、道志村
北陸信越運輸局		
新潟運輸支局	〒950-0961 新潟県新潟市中央区東出来島14-26 050-5540-2040 ヘルプデスク	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、燕市、五泉市、佐渡市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、東蒲原郡、岩船郡

長岡自動車検査登録事務所	〒940-1104 新潟県長岡市撰田屋町2643-1 050-5540-2041 ヘルプデスク	長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、糸魚川市、上越市、南魚沼市、魚沼市、妙高市、三島郡、南魚沼郡、中魚沼郡、刈羽郡
長野運輸支局	〒381-8503 長野県長野市西和田1-35-4 050-5540-2042 ヘルプデスク	長野市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、飯山市、千曲市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡、小県郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡
松本自動車検査登録事務所	〒399-0014 長野県松本市平田東2-5-10 050-5540-2043 ヘルプデスク	松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、安曇野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡、木曽郡、東筑摩郡、北安曇郡
石川運輸支局	〒921-8011 石川県金沢市入江3-153 050-5540-2045 ヘルプデスク	石川県全域
富山運輸支局	〒930-0992 富山県富山市新庄町馬場82 050-5540-2044 ヘルプデスク	富山県全域
中部運輸局		
愛知運輸支局	〒454-8558 愛知県名古屋市中川区北江町1-1-2 050-5540-2046 ヘルプデスク	名古屋市、半田市、津島市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、愛西市、弥富市、あま市、愛知郡、海部郡、知多郡
西三河自動車検査登録事務所	〒473-0917 愛知県豊田市若林西町西葉山46 050-5540-2047 ヘルプデスク	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、豊田市、知立市、高浜市、みよし市、幡豆郡、額田郡
小牧自動車検査登録事務所	〒485-0074 愛知県小牧市新小木3-32 050-5540-2048 ヘルプデスク	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、尾張旭市、清須市、

		北名古屋市、西春日井郡、丹羽郡
豊橋自動車検査登録事務所	〒441-8077 愛知県豊橋市神野新田町字京の割 20-3 050-5540-2049 ヘルプデスク	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
静岡運輸支局	〒422-8004 静岡県静岡市駿河区国吉田2-4-25 050-5540-2050 ヘルプデスク	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡
浜松自動車検査登録事務所	〒435-0007 静岡県浜松市東区流通元町11-1 050-5540-2052 ヘルプデスク（登録）	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡
沼津自動車検査登録事務所	〒410-0312 静岡県沼津市原字古田2480 050-5540-2051 ヘルプデスク	沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、富士宮市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡
岐阜運輸支局	〒501-6133 岐阜県岐阜市日置江2648-1 050-5540-2053 ヘルプデスク	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、郡上市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、本巣郡、加茂郡、可児郡、揖斐郡
飛騨自動車検査登録事務所	〒506-0035 岐阜県高山市新宮町830-5 050-5540-2054 ヘルプデスク	高山市、下呂市、飛騨市、大野郡
三重運輸支局	〒514-0303 三重県津市雲出長常町字六ノ割 1190-9 050-5540-2055 ヘルプデスク	三重県全域
福井運輸支局	〒918-8023 福井県福井市西谷1-1402 050-5540-2057 ヘルプデスク	福井県全域

<b>近畿運輸局</b>		
<b>大阪運輸支局</b>	〒572-0846 大阪府寝屋川市高宮栄町12-1 050-5540-2058 ヘルプデスク	豊中市、吹田市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、東大阪市、箕面市、門真市、摂津市、八尾市、大東市、四條畷市、交野市、豊能郡、三島郡
<b>和泉自動車検査登録事務所</b>	〒594-0011 大阪府和泉市上代町官有地 050-5540-2060 ヘルプデスク	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、泉北郡、泉南郡、南河内郡
<b>なにわ自動車検査登録事務所</b>	〒559-0031 大阪府大阪市住之江区南港東3-1-14 050-5540-2059 ヘルプデスク	大阪市全域
<b>京都運輸支局</b>	〒612-8418 京都府京都市伏見区竹田向代町37 050-5540-2061 ヘルプデスク	京都府全域
<b>兵庫陸運部</b>	〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町34-2 050-5540-2066 ヘルプデスク	神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、小野市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、川辺郡、多可郡、津名郡
<b>姫路自動車検査登録事務所</b>	〒672-8588 兵庫県姫路市飾磨区中島福路町3322 050-5540-2067 ヘルプデスク	姫路市、相生市、豊岡市、養父市、朝来市、加古川市、たつの市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、美方郡
<b>滋賀運輸支局</b>	〒524-0104 滋賀県守山市木浜町2298-5 050-5540-2064 ヘルプデスク	滋賀県全域

奈良運輸支局	〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981-2 050-5540-2063 ヘルプデスク	奈良県全域
和歌山運輸支局	〒640-8404 和歌山県和歌山市湊1106-4 050-5540-2065 ヘルプデスク	和歌山県全域
中国運輸局		
広島運輸支局	〒733-0036 広島県広島市西区観音新町4-13-13 -2 050-5540-2068 ヘルプデスク	広島市、呉市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡
福山自動車検査登録事務所	〒729-0115 広島県福山市南今津町44 050-5540-2069 ヘルプデスク	尾道市、福山市、三原市、府中市、竹原市、豊田郡、世羅郡、深安郡、神石郡
鳥取運輸支局	〒680-0006 鳥取県鳥取市丸山町224 050-5540-2070 ヘルプデスク	鳥取県全域
島根運輸支局	〒690-0024 島根県松江市馬漕町43-3 050-5540-2071 ヘルプデスク	島根県全域
岡山運輸支局	〒703-8245 岡山県岡山市藤原24-1 050-5540-2072 ヘルプデスク	岡山県全域
山口運輸支局	〒753-0812 山口県山口市宝町1-8 050-5540-2073 ヘルプデスク	山口県全域
四国運輸局		
香川運輸支局	〒761-8023 香川県高松市鬼無町字佐藤20-1 050-5540-2075 ヘルプデスク	香川県全域
徳島運輸支局	〒771-1156 徳島県徳島市応神町応神産業団地1-1 050-5540-2074 ヘルプデスク	徳島県全域
愛媛運輸支局	〒791-1113 愛媛県松山市森松町1070	愛媛県全域

	050-5540-2076 ヘルプデスク	
高知運輸支局	〒781-5103 高知県高知市大津乙1879-1 050-5540-2077 ヘルプデスク	高知県全域
九州運輸局		
福岡運輸支局	〒813-8577 福岡県福岡市東区千早3-10-40 050-5540-2078 ヘルプデスク	福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、宗像市、糸島市、古賀市、福津市、筑紫郡、糟屋郡
北九州自動車検査登録事務所	〒800-0211 福岡県北九州市小倉南区新曾根4-1 050-5540-2079 ヘルプデスク	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
久留米自動車検査登録事務所	〒830-0052 福岡県久留米市上津町2203-290 050-5540-2081 ヘルプデスク	久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡
筑豊自動車検査登録事務所	〒820-0115 福岡県飯塚市仁保23-39 050-5540-2080 ヘルプデスク	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、若宮市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
佐賀運輸支局	〒849-0928 佐賀県佐賀市若楠2-7-8 050-5540-2082 ヘルプデスク	佐賀県全域
長崎運輸支局	〒851-0103 長崎県長崎市中里町1368 050-5540-2083 ヘルプデスク	長崎市、島原市、諫早市、大村市、雲仙市、五島市、南高来郡、南松浦郡、西彼杵郡
佐世保自動車検査登録事務所	〒857-1171 長崎県佐世保市沖新町5-5 050-5540-2084 ヘルプデスク	佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵郡、北松浦郡
厳原自動車検査登録事務所	〒817-0032 長崎県対馬市厳原町久田645-8 050-5540-2085 ヘルプデスク	対馬市、壱岐市
熊本運輸支局	〒862-0901 熊本県熊本市東区東町4-14-35 050-5540-2086 ヘルプデスク	熊本県全域
大分運輸支局	〒870-0906	大分県全域

	大分県大分市大洲浜1-1-45 050-5540-2087 ヘルプデスク	
宮崎運輸支局	〒880-0925 宮崎県宮崎市本郷北方2735-3 050-5540-2088 ヘルプデスク	宮崎県全域
鹿児島運輸支局	〒891-0131 鹿児島県鹿児島市谷山港2-4-1 050-5540-2089 ヘルプデスク	鹿児島県全域（奄美市、大島郡を除く）
大島自動車検査登録事務所	〒894-0007 鹿児島県奄美市名瀬和光町12-1 050-5540-2090 ヘルプデスク	奄美市、大島郡
沖縄総合事務局		
沖縄総合事務局陸運事務所	〒901-2134 沖縄県浦添市字港川512-4 050-5540-2091 ヘルプデスク	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡、中頭郡、島尻郡
宮古運輸事務所	〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里1037-1 050-5540-2092 ヘルプデスク	宮古島市、宮古郡
八重山運輸事務所	〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里上原863-15 050-5540-2093 ヘルプデスク	石垣市、八重山郡